

農地法第 5 条転用届出申請に必要な書類

農地を売買または貸借し、転用する場合

必要書類	部数	備考
5 条転用届出申請書	3	
申請地の登記簿謄本（登記事項証明書） ※全部事項証明書に限る	1	法務局 ※ 3 ヶ月以内のもので原則原本
申請地の公図	1	法務局 ※ 3 ヶ月以内のもので原則原本
案内図	1	
配置図（※求積図または測量図等、建物や資材等の配置、建築面積等が確認できる資料）	1	
誓約書(譲受人)	1	
住民票抄本（譲受人）	1	市民課 ※ 3 ヶ月以内のもので原則原本
※隣接地主の同意書 （目的が資材置場の場合）	1	
※委任状 （代理人が申請する場合）	各 1	譲渡人、譲受人から それぞれ書いてもらうこと。
※登記簿謄本（登記事項証明書）又は定款 （申請者が法人の場合）	1	法務局 ※ 3 ヶ月以内のもので原則原本

☆ 注 意 事 項

1. 登記簿謄本上での所有者の住所と現住所が異なる場合は、（住民票抄本・戸籍の附票等）で同一人であることを証する書類を添付してください。
2. 区画整理地域内で仮換地証明書が発行されている場合は、その写しを添付してください。
3. 写しを添付する場合は、原本と相違ない旨を記載し申請人の氏名を記入し捺印してください。
尚、窓口で原本を提示の上確認を受けてください。
4. その他詳細については、窓口で相談してください。